1 刑法の目的

法益保護機能

総合 3頁

1．応報刑論 短 司H26-1[1],H30-1-3/4,R6-8-①

犯罪が行われたから刑罰を科すという見解（刑罰は犯罪に対する応報であることそれ自体によって正当化されるとする見解）

(1) 絶対的応報刑論（絶対主義） 短 司R6-8-②

刑罰を、犯罪に対する公的応報とする見解

→「刑罰は犯罪に対する当然の報いであって他に目的を持たない」と評されるように、犯罪防止目的を一切考えない純粋の応報刑論

(2) 相対的応報刑論（併合主義）

刑罰は犯罪結果に対する応報であり犯罪予防効果も期待できるから正当化されるとする見解

☑ 応報刑論に対しては、犯罪予防のために必要な刑であっても、責任に対応する刑を超える刑を科すことができなくなるという批判がある 短 司R6-8-②

2．目的刑論（相対主義）

刑罰を、広い意味での犯罪防止の目的のために科されるものとする見解

(1) 一般予防論 短 司H30-1-2,R6-8-⑤/⑥

刑罰の持つ広い意味での威嚇力により、一般人が犯罪に陥ることを防止しようとする見解

☑ 一般予防論に対しては、刑罰は重ければ重いほどよいということになってしまうという批判がある 短 司R6-8-⑥

(2) 特別予防論 短 司H30-1-1,R6-8-③/④,ヤン4-⑤

刑罰により犯罪者自身が再び犯罪に陥ることを防止しようとする見解

☑ 特別予防論に対しては、刑罰と保安処分の区別がなくなってしまうという批判がある 短 司R6-8-④